

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉縣市原市五井南海岸6番地
 氏名 デンカ株式会社 千葉工場
 執行役員工場長 河合 正洋
 電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉縣市原市五井南海岸6番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

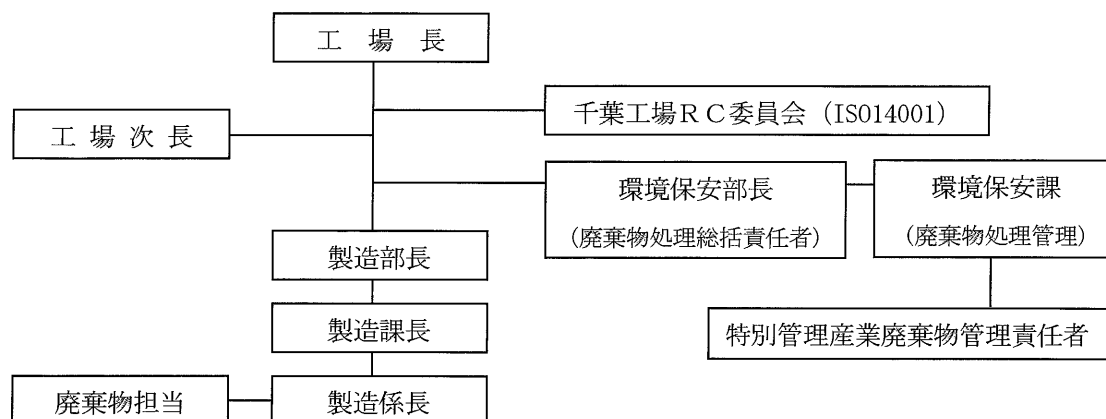
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 80,000百万円
③従業員数	820人(正社員524人、常勤関係職員296人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[製造工程] --> B[引火性廃油] C[製造設備 (定期修理等)] --> B C --> D[強アルカリ 汚泥(有害) 廃PCB等] B --> E[委託処理(中間処理) [油水分離、焼却]] D --> F[委託処理(中間処理) [中和、焼却]] E --> G[再生燃料化] </pre>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	廃PCB等
	排出量	445t	6t	0.02t	11t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性廃油については、製造工程、精製工程の改善（収率アップ）により、発生量を抑制している。 ・ 一部の引火性廃油について、溶剤蒸留再生メーカーにて精製し、重合溶媒として再使用する検討をしていたが、リサイクルが困難であるとの試験結果となった。 				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等	
	排出量	450t	7t	1t	
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。 ・ 前述の引火性廃油のリサイクルについては、新たな再生メーカーの調査を継続する。 ・ 強アルカリは、タンクの開放点検のため定期的に発生することから、在庫管理を強化し、排出量を抑制する。 				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性廃油：前述の引火性廃油については、専用タンクに分別貯蔵している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社で特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社で特別管理産業廃棄物を再生利用する計画はない。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
（これまでに実施した取組） ・ 酢酸ビニル製造設備から排出される引火性廃油について、工場内の廃油焼却炉にて焼却処理をしていたが、製造設備の廃止により、廃油焼却炉も廃止した。（平成28年）				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
（今後実施する予定の取組） ・ 自社で特別管理産業廃棄物を中間処理する計画は無い。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う計画はない。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥(有害)	廃PCB等
	全処理委託量	445t	6t	0.02t	11t
	優良認定処理業者への処理委託量	445t	6t	0.02t	10t
	再生利用業者への処理委託量	312t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	63t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	24t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・ 引火性廃油については、可能な限り、再生燃料油等として再生利用できる業者に処理を委託しているが、一部、性状により再生困難な廃油については、やむなく焼却処理した。 ・ 再生燃料化は1社に頼っていたが、新たに再生燃料化できる業者と契約締結し、複数社で対応できるようにした。(BCP対応) ・ 特別管理産業廃棄物は、高濃度PCB（JESCO処理）を除き、全量を優良認定処理業者へ処理を委託した。				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等
	全処理委託量	450t	7t	1t
	優良認定処理業者への 処理委託量	450t	7t	0t
	再生利用業者への 処理委託量	400t	0t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	30t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	10t	0t	0t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性廃油については、可能な限り再生燃料油等として再生利用できる業者に処理を委託する。 ・ 特別管理産業廃棄物については、全量を優良認定処理業者へ処理委託する。※高濃度PCB（JESCO処理）除く 			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	451t		
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存処理先については、全処理先で電子化済み。 ・ 新規処理先についても、電子化可能な業者のみと契約する。 			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。